



発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 大島敏子

No. 415
2021年5月26日号

石田まさひろ参議院議員が、本会議にて質問に立ちました

5月19日、石田まさひろ参議院議員が本会議において、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問を行いました。概要は以下の通りです。

●未来の医療人材育成

世界から注目されている日本の国民皆保険制度だが、実は先進諸国と比較して患者1人当たりの看護師や医師は5分の1から半分しかおらず、日本の皆保険制度は医療従事者の献身的な犠牲の上に成り立っている。コロナで医療が崩壊すると言われているのは、平時からの張りつめた緊張の上での仕事を医療従事者に強いてきたから。特に診療報酬のあり方を大きく見直す必要がある。医療従事者、特に看護師や医師の不足を解消し、医療人材を育て、未来を支えるための総理の所見を伺いたい。

●健康保険法等改正の基本的な考え方

平成24年に成立した「社会保障制度改革推進法」に沿って、その後の社会保障制度の見直しが行われてきた。年金制度においては、受給開始時期の選択肢の拡大や在職中の年金受給のあり方の見直し。医療・介護制度では、後期高齢者医療制度の見直しや地域包括ケアシステムの強化、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化連携の推進。就労制度では、70歳までの就業機会を確保する制度の創設など。また、子ども子育て支援では幼児教育・保育の無償化や待機児童の解消などが進められた。こうした改革の基本を、今回の健康保険法等改正において、どのように反映しようとしているのか総理に伺いたい。

●後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

今回の法改正により、令和4年度後半から後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上である者の窓口負担の割合が2割となる。令和4年度以降、団塊の世代が75歳を超える始める。若い世代に負担を求めるのは厳しく、高齢者にも可能な範囲で負担いただく方向性は、先に言及した社会保障制度改革の基本に沿うものだが、高くなる医療費負担を気にして受診を控えるということがあっては、健康寿命を延伸させていくという方向性と相容れない。高齢者の生活実態を踏まえつつ、どのよう

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。

な考え方によって2割負担の線引きをされたのか。また、受診抑制の防止のための配慮はどのようにしていくつもりなのか。厚生労働大臣に伺う。

●健康保険組合の財政への配慮

高齢者医療への拠出金負担の増加による財政状況の悪化で、保険料の引き上げを決める健康保険組合が多くなっている。今回の法改正で、健康保険組合の財政状況や保険料の改定等に対してどのような配慮がなされるのか。厚生労働大臣にお尋ねする。

●健康寿命の延伸

高齢者医療における窓口負担割合の見直しの背景に、生涯現役で活躍できる社会づくりを推進するという考え方がある。この実現には健康寿命の延伸が必要だが、我が国では平均寿命と健康寿命の差が大きい。その差をどう縮めるつもりか。厚生労働大臣に伺う。

●子育て世代への支援

新型コロナウイルス感染症が広がるなか、婚姻や妊娠が減っている。総理は不妊治療支援の充実を図っているが、子育て世帯の経済的負担軽減も進めいく必要があると考える。あらゆる領域で子育てをしっかりと支えていくというメッセージを伝えていただきたい。

【菅義偉内閣総理大臣】

令和2年度の診療報酬改定では、改定率を+0.55%にした上で医師や看護師と医療従事者の方々の負担軽減等に向けた取組みを行った。また医師や看護師の不足について、医学部定員の臨時的な増員や医師偏在対策、さらに看護職員の新規養成、復職支援、定着促進を柱とした取り組みを進めている。

今回の改正法案についてだが、若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えるために、高齢者の窓口負担を2割とするほかに、育児休業中の保険料の免除要件の見直しなど、子育て支援の拡充を図っている。不妊治療の保険適用も来年4月からスタートする。

また、待機児童の解消に向け、保育園の整備を進めるとともに、企業に対して男性が育休取得しやすい職場環境を整備することを義務付けていく。今般の法案でも、育児休業中の保険料の免除要件の見直しなどを行っている。

【田村憲久厚生労働大臣】

後期高齢者医療における窓口負担の見直しについては、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を2割とするものである。その上で影響が大きい外来患者は、施行後3年間、ひと月分の負担増を最大でも3000円に収まるような配慮措置を講ずることで、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにしている。

健康保険組合の財政の配慮についてだが、今回の高齢者の一部の窓口負担割合の見直しにより、健康保険組合等の現役世代の負担は720億円減少する。

生涯現役で活躍できる社会づくりの実現に向けた健康寿命の延伸の取組みについては、厚生労働省では令和元年に、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目標とした「健康寿命延伸プラン」を策定した。

* 本会議での質問の様子は、参議院インターネット審議中継(<https://www.webtv.sangiin.go.jp/>)のビデオライブラリーからご覧いただけます。